

令和7年1月22日（水）13時30分～

交通政策審議会海事分科会船員部会

第1回漁業（いか釣り）最低賃金専門部会

【前里労働環境対策室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会漁業（いか釣り）最低賃金専門部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の前里でございます。専門部会長が選任されるまでの間、議事を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本専門部会の設置経緯につきましてご報告いたします。本専門部会は、資料1、通し番号の4ページのとおり、昨年11月21日付諮問第464号「船員に関する特定最低賃金（漁業（いか釣り）最低賃金）について」により、漁業（いか釣り）最低賃金の額の決定に関する諮問を受けて、当該事項の調査・審議を行うために設置されました。これに伴い、船員部会運営規則第12条第5項の規定に基づき、船員部会長より本専門部会の委員6名の指名がございました。本専門部会の委員につきましては、資料の通し番号2ページの委員名簿のとおりでございます。

それでは、本日ご出席いただいております委員の方々をご紹介します。

まず、公益を代表する委員といたしまして、河野委員です。

【河野委員】 よろしく願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 野川委員です。

【野川委員】 野川でございます。よろしく願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 続きまして、関係船員を代表する委員として、釜石委員です。

【釜石委員】 釜石です。よろしく願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 漢那委員です。

【漢那委員】 漢那です。よろしく願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 関係使用者を代表する委員として、中津委員です。

【中津委員】 中津でございます。よろしく願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 谷地委員です。

【谷地委員】 谷地です。どうぞよろしく願いいたします。

【前里労働環境対策室長】　　続きまして、事務局の船員政策課からの出席者をご紹介します。

角野船員政策課長です。

【角野船員政策課長】　　角野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】　　船員政策課の木坂課長補佐です。

【木坂船員政策課長補佐】　　木坂です。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】　　岩下労働環境技術活用推進官です。

【岩下労働環境技術活用推進官】　　岩下でございます。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】　　本日の出席者につきましては以上でございます。本日は、委員及び臨時委員総員6名中6名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。資料は26ページ物で、各ページの右下に通し番号を振っております。不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、議題1「専門部会長の選任について」ですが、船員部会運営規則第12条第6項によりまして、本専門部会に属する交通政策審議会委員及び公益を代表する臨時委員のうちから選任することとされております。いかが取り計らいましょうか。

釜石委員、お願いします。

【釜石委員】　　本専門部会長には野川委員を推薦したいと存じます。

以上でございます。

【前里労働環境対策室長】　　ありがとうございます。ただいま、野川委員を専門部会長にとのことご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【前里労働環境対策室長】　　ありがとうございます。それでは、野川委員に専門部会長をお願いすることといたしまして、今後の議事の進行については専門部会長にお願いしたいと存じます。野川専門部会長、よろしくお願いいたします。

【野川部会長】　　ただいま専門部会長に選任されました野川でございます。皆様のご協力を得まして、審議が円滑に進みますよう努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議事を進めてまいります。

初めに、諮問の趣旨につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【角野船員政策課長】 諮問の趣旨についてご説明申し上げます。資料の通し番号5ページの資料でございますように、現在の最低賃金の設定業種である「漁業（大型いか釣り）最低賃金」を、中型いか釣り漁業を含む業種へ拡大し、「漁業（いか釣り）最低賃金」とする方向で、今後、最低賃金について決定することが適当であるとの答申が出されましたことから、漁業（いか釣り）最低賃金の額を決定することについて諮問を行うこととしました。このため、専門部会におきましてご審議いただき、船員部会に審議結果をご報告いただけますようお願い申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしければ、次に移りたいと存じます。

関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する官報公示の結果につきまして、事務局よりご報告をお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 関係船員及び関係使用者の意見聴取につきましては、最低賃金法第37条第3項において準用する同法第25条第5項の規定に基づきまして、昨年12月13日付の官報に公示し、意見の提出を求めましたところ、12月27日の期限までに意見の提出はございませんでしたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、議題2の「漁業（いか釣り）最低賃金を取り巻く状況について」、事務局からご説明をお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ご説明申し上げます。まず、資料4、通し番号11ページをご覧ください。こちらは、いか釣り漁業の概要でございまして、水産庁さんに作成いただきました資料になります。上の囲みにございますとおり、いか釣り漁業は総トン数30トン以上の動力漁船により釣りによっていかを取ることを目的とした漁業で、昭和47年から承認漁業とされ、平成14年から大臣許可漁業とされております。平成14年に「中型いか釣り漁業」と「大型いか釣り漁業」を「いか釣り漁業」として許可を統合、2つ目の丸ですが、6月頃から翌年2月末の間に、日本海、北太平洋のEEZ及び太平洋公海域等で操業しており、現在、許可隻数は46隻、うち旧中型いか釣り漁船の許可隻数は40隻となっているとのことでございます。

次の12ページをご覧ください。こちらも同様に、水産庁さんに作成いただいた資料で

ございます。生産の動向ということで、いか釣り漁業においては、スルメイカ、アカイカを主に漁獲、近年スルメイカの漁獲が非常に低調であり、燃料費等のコスト上昇などの影響もあり、経営は悪化、主な漁獲物であるスルメイカの近年の漁獲量が大幅に減少したことから、いか釣り漁業の漁獲量は低調、経営安定を図る観点から、約7割のいか釣り漁船で、太平洋公海域でアカイカを漁獲対象とした操業を実施ということでございます。

次に、13ページをご覧ください。資料5でございますが、こちらは漁業（いか釣り）船員賃金実態調査の集計結果でございます。本調査は、いか釣り漁業の漁船に乗り組む船員のうち1人歩、または1人歩以上で最も1人歩に近い乗組員に対して、令和5年1月から令和5年12月までの1年間の乗船中における月額給与を調査集計したものでございます。賃金の支払い形態及び船舶隻数ですが、組織と未組織別に賃金の支払い形態としましては、固定給プラス歩合給、もしくは固定給のみ、または全歩合給という3つの区分で集計をしております。一番右の「計」のところにありますとおり、全36隻のうち固定給プラス歩合給というものが32隻、全歩合給というものが4隻という状況になっております。

次の14ページをご覧ください。ただいま申し上げました36隻について、当該船舶の乗組員の1人歩、持代数1.0の月額報酬額を高い順に並べたものでございます。

次の15ページの36番目にありますとおり、一番報酬額の低いもので28万1,276円となっております。下の集計項目説明にあります、支払われた報酬のうち、基本となる固定的給与は本給（基本給）欄に、全歩合給については歩合給欄に記入をしております。また、表中の「計」欄ですが、本給、歩合給、そのほかに家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計となっております。こちらの計の金額が、本日ご審議いただく最低賃金額の対象となる金額となっております。

次に、16ページをご覧ください。資料6でございますが、最低賃金の額の決定に係る参考資料となっております。次の17ページをご覧ください。こちらは、現在適用されております漁業（大型いか釣り）の最低賃金の改正状況でございまして、平成12年には、決定事項のところにありますが、3年間で5,000円是正するというで決定しましたが、その後の不景気等の事情により、3年目のところで本来1,600円上げるというところが据置きになり、その後据置きが続き、③から⑧までであるとおおり、さらに細分化して、平成24年までの時を経て5,000円のアップをさせたということで、一番下に図解しておりますが、5,000円の対応状況としてはこのようになっております。平成25年度には、6,300円アップとございますが、こちらは当時、約20年ぶりに航海

日当の金額を上げたということで、漁業に限らず、内航や旅客、全ての業種において航海日当を上げ、その実質のアップ分をこの年度の最低賃金の改定に反映させたということになっております。最終的に平成26年、20万3,300円となり、現在に至っているという状況でございます。

次に、18ページをご覧ください。漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金の改正状況を参考までに付けさせていただきます。こちら、平成13年度から見ていただきますと、途中据置きも続いておりますが、最終的に令和6年度に括弧書きで示しておりますとおり、1万円アップ、21万3,300円と、今年度答申が既になされております。ただし、備考欄にありますとおり、現在意見公示期間中のため、まだ未決定ということで、効力はまだ発生していないという状況でございます。

次に、19ページをご覧ください。漁業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）でございます。地方運輸局長が決定する最低賃金の現在の最低賃金額を記載しております。最も高いところ、左の沖合底引き網漁業ですと、神戸の21万5,600円、右側、大中型まき網漁業ですと、中部の21万6,000円となっております。本年度、各地方運輸局では審議を行っておりまして、令和6年度の新たな額はまだ決まっていない状況でございます。

次に、20ページをご覧ください。こちらは、費目別、世帯人員別標準生計費でございます。人事院が独自に計算したものでございます。令和6年4月現在で標準的に係る生計費を比較した資料となっております。世帯人員2人のところで一番下の欄、対前年比を見ていただきますと120.4%と大幅に上昇しており、3人世帯、4人世帯となるにつれて減少しているという結果となっております。

次に、21ページをご覧ください。こちらは、消費者物価指数（10大費目）を比較した資料でございます。一番左の列に2年、100とありますとおり、令和2年の物価指数を100といたしまして、各年ごとの推移、月別の推移を示した資料となっております。左から2列目にあります総合欄で見てまいりますと、令和3年については100ポイント下回りますが、令和4年、5年、6年と上昇しているという状況でございます。下半分、月別指数をご覧くださいますと、令和5年1月以降100を超える数値で推移をしているという状況でございます。

次に、22ページをご覧ください。こちらは、陸上労働者の最低賃金に関する決定方式や産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数を示した資料でございます。

て、表のような状況となっております。説明は割愛いたします。

次に、23ページをご覧ください。こちらは、陸上労働者の地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額を示した資料でございます。最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類がございます。令和5年度の地域別最低賃金の加重平均額ですが、一番上の中央にありますとおり、1,004円と対前年度上昇率では4.47%の上昇となっております。二重線の下ですが、陸上労働者の産業別最低賃金、特定最低賃金と呼ばれるものですが、全国の加重平均については、合計欄にございますとおり970円、対前年度上昇率では2.86%の上昇となっております。

次に、24ページをご覧ください。こちらは、地域別最低賃金額改定の目安の推移を示した資料でございます。陸上労働者の最低賃金は、厚生労働省に設置されている中央最低賃金審議会で賃金改定の目安をお示しした後、各都道府県の最低賃金審議会で賃金額を決定するという仕組みになっております。令和6年度の中央最低賃金審議会の結果は一番下、令和6年度にありますとおり、A、B、Cランクともに50円とする答申が示されております。

次に、25ページをご覧ください。こちらは、厚生労働省が公表しております令和6年度地域別最低賃金答申状況でございます。令和6年度については昨年中に審議が行われ、改定額が決定しているということで、表の右側、「発効予定年月日」の欄にありますとおり、10月中に全ての都道府県において効力が発生しているという状況でございます。

右から3列目、「引上げ額」とありますとおり、先ほど申し上げました目安で示された50円に対しまして、同額またはそれ以上の引上げが行われたという状況でございます。なお全国加重平均額、一番下でございますが、昨年度から51円引上げの1,055円、対前年度上昇率はここに記載はございませんが、5.08%となっている状況でございます。

最後に26ページをご覧ください。こちらは、給与勧告の実施状況等ということで、人事院勧告の状況を示しておりますが、一番下の令和6年度ですが、ベア率2.76%となっている状況でございます。

資料の説明は以上でございます。

【野川部会長】      ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に議第3「漁業（いか釣り）最低賃金の額の決定について」の検討に入りたいと存じます。ただいまの説明を踏まえまして、漁業（いか釣り）の最低賃金の額の決定について、この場でご意見を労使それぞれからお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。どなたからでもお願いいたします。

釜石委員。

【釜石委員】      ありがとうございます。まず、この資料の11ページに記載がありますとおり、労働側委員とすれば、大型いか釣りと中型いか釣りの漁業許可が統合されて以降、いか釣り漁業最低賃金としての金額の設定を行うべきだとこれまでお話をさせていただいてまいりました。今回、いか釣り漁業最低賃金専門部会を開催していただくに当たり、関係者の皆様のご尽力により、本日この場に審議の場所を設けていただいたことに、まずは感謝を申し上げます。

さて、資料のほうにありましたとおり、まず過去の経緯をお話をさせてください。いか釣り漁業の最低賃金は、以前は大型いか釣りでしたけれども、もう10年前から諮問がなされていない状況にございます。その間に、地方の最低賃金というのは、今一番高いところで、資料には反映されておりませんが、沖合底びき網漁船で、22万5,600円というのが日本で一番高いところになります。それが平成26年度当時どうだったかということ、今よりも約2万9,000円下だったと。要するに、この10年間で2万9,000円改定されてきたという事実がございます。

それから、平成26年当時に、大型いか釣り漁業の最低賃金は、地方の最低賃金の一番高いところよりも6,500円上回っていたという事実もございます。ですので、労働側の主張といたしますれば、中央最低賃金の金額が地方の最低賃金額を引っ張ってきたという過去の経緯を踏まえ、地方の最低賃金額に合致するところを目指すべきであろうというのが労働側としての意見でございます。

以上でございます。

【野川部会長】      ありがとうございます。いかがでしょうか。

谷地委員、お願いいたします。

【谷地委員】      谷地でございます。ありがとうございます。水産庁さんが作っていた先ほどの資料11ページですけれども、この許可隻数をご覧いただきたいんですが、もう報道等でも、私が説明するまでもありませんけれども、近年のスルメイカの大不漁、大不漁という言葉で言えないんじゃないか、もう皆無に近いという感じで、私たちの仲間

がどんどん、どんどん減っている。倒産、危機的状況の仲間がたくさんいる。そういう中で、最低賃金を導入するということに対しては何ら問題はないかと思うんですが、この金額については慎重に審議していただきたいと思っております。

以上です。

【野川部会長】      ありがとうございます。

中津委員。

【中津委員】      発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。今の谷地委員からの話に追加をいたします。労働者側から、それから役所のほうからお示しいただいた、私も感じております諸物価の上昇、これに伴いまして、乗組員の生活を守っていく、これは大事なことだと思っております。資料の14、15ページに現在のいか釣りの報酬額を示していただいておりますけれども、ご覧のように、本給は少なくて歩合給のほうが多いような、そういう形態になっております。ここ二、三年で急激に漁獲量、水揚げ金額が減っております、今年、令和6年、暦年で言いますと、2年前の令和4年のちょうど半分、水揚げ金額になっております。現在、廃業を検討している方もたくさんおられまして、この最低賃金でありますけれども、最低賃金を設定することについては、我々の漁業者も理解は得られております。

今回、大型いかに中型いかを加えまして、いか釣り漁業でいくということですので、大型いかは10年近く据え置いているという、確かにそのとおりでありますけれども、中型いかとしては今回始まったところとの認識ですので、大型いかの1万円アップの前の金額までは、中で議論もしてまいりましたけれども、その間、かつお・まぐろが上がったということもありまして、その金額について、うちの協会内、漁業者もいろんな意見がありますということなので、今日はいただいたご意見も伺って、中でしっかりと検討していきたいと考えております。

以上です。

【野川部会長】      ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

漢那委員、お願いします。

【漢那委員】      発言の機会ありがとうございます。今、いかの売上げも漁獲量も大分下がっているということなんですけれども、やはり漁業種というのは、今、地域のやつを見てもそうですけど、ほかの内航、旅客船、カーフェリーを見ても賃金は大分上がってきております。漁業についても、船員不足、労働者不足、後継者確保・育成のためにも、ミニ

マムの賃金を決める数字でありますので、ここでほかの業種と格差が出ないような考え方で、まぐろとか今地域でも決まってきておりますので、そこを踏まえた形で、考え方でぜひとも検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【野川部会長】      ありがとうございます。ほかにこの場でご意見、加えてございますでしょうか。

よろしければ、そろそろ双方の意見について歩み寄りを進めてまいりたいと存じますので、この場を一旦クローズして、労使委員の間に膝を詰めてお話をしていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【野川部会長】      それでは、部屋を用意してありますので、あまり時間を取れませんので、20分程度を目安をお願いをしたいと存じます。いつも私が申し上げていることですが、最低賃金制度は国の制度でございまして、通常であれば公益委員が中心になって決めるものでございますけれども、この審議会の構成が3者構成ということで、労働側と使用者側、当事者が出席して、当事者同士の合意が成り立てば、これが尊重されて、最低賃金額が具体的に決まっていく、こういう仕組みとなっております。これは大変重要な貴重な仕組みでございまして、この仕組みがうまくいきませんと、トップダウンで上から強制的に最低賃金が決まってしまうということにもなりかねませんので、ぜひ皆様方におかれましては、労使の話合いと合意によって最低賃金が決まっていくんだという貴重な仕組みを生かすべく、ぜひ歩み寄りを進めて、労使の間での合意を形成するような方向でお話合いを進めていただきたい、このように存じますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、どうぞ部屋のほうにおいでください。

（ 中      断      ）

【野川部会長】      お疲れさまでした。それでは、お話合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

釜石委員。

【釜石委員】      お時間を取っていただきまして、ありがとうございました。先ほど事務局からご説明いただいた資料、漁業を取り巻く環境等を勘案しまして、労使膝を突き合わせてお話をしてまいりました。結果、本日時点で具体的な数字までは見いだせませんでしたけれども、改定の必要性は十分に労使双方認識していると。それから、本日話し合った結果も含めて、双方持ち帰り、検討を進めた中で、次回以降、改定額について明示してい

きたいという結論に至りましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

【野川部会長】      ありがとうございます。何か使用者側から補足等ございますでしょうか。

中津委員。

【中津委員】      発言の機会、ありがとうございます。ただいま労働者側の釜石委員からご報告があったとおりでありまして、労働者側からのご意見、様々承りまして、当方、漁業者、様々考え方はございますが、皆様からいただいたご意見を持ち帰らせていただいて、次回までに検討してまいるということで今日は話し合いを行いましたので、ご報告申し上げます。

【野川部会長】      ありがとうございました。本日の専門部会では残念ながら結論に至らなかったということから、さらに話し合いをしたほうがよりよい結論が得られるだろう、こういうことであろうと思います。今後、労使双方で話を詰めていただいた上で、再度専門部会を開催して結論を得ることとしたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【野川部会長】      ありがとうございます。次のこの部会までの間、時間があると思いますので、どうか労使双方、その間もお話し合いを進めていただいて、次回の専門部会では、必ずや労使の合意による結論を得られるようにご尽力をいただきたいと切に願っておりますので、よろしくお願いをいたします。

ありがとうございます。それでは、これで本日予定された議事は終了いたしました、事務局から何かございますでしょうか。

【前里労働環境対策室長】      次回の専門部会の日程でございますが、2月21日金曜日10時半から、場所は3号館8階特別会議室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】      それでは、漁業（いか釣り）最低賃金専門部会を閉会いたします。本日は、お忙しいところありがとうございました。

— 了 —